

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件  
原告 杉並区  
被告 国 ほか1名

証 拠 説 明 書

平成17年11月8日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人



略語等は準備書面の用例による。

号証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 1	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」報告書の概要 (旧自治省)	写し H8.3.28	住基ネットは、住民サービスの向上や行政の簡素効率化を図るため、住民基本台帳に記録されたすべての住民を対象とした、市町村や都道府県の区域を越える本人確認のためのネットワークシステムとして、早期導入を図るべきとの提案がなされていたこと等。
乙 2	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」報告書 (住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会)	写し H8.3.28	住民サービスの向上や行政の簡素効率化を図るためには、既に導入が進んでいた住民基本台帳の電算システムを基にし、当該電算システムに記録された全ての住民を対象とした、市町村や都道府県の区域を超える本人確認のためのネットワークシステムを導入する必要があることを明らかにするとともに、このようなネットワークシステムの具体的な在り方等について意見をとりまとめ、早期導入を図るべきであるとの提言がされていたこと等。
乙 3	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会報告書」の背景や考え方について (旧自治省行政局行政課課長補佐)	写し H8.10.5	同上。
乙 4	「住民基本台帳ネットワークシステム懇談会」意見の概要 (旧自治省)	写し H8.12	経済界、労働界、消費者、報道関係者、地方国共団体等各界の代表者や学識経験者から住基ネットのあり方について意見を聴取し、議論された上で、改正法案が作成

				されたこと等。
乙5	改正住民基本台帳法の解説 (旧自治省行政局振興課課長補佐)	写し	H11.10.5	改正法成立の経緯。特に、個人情報保護のための措置を加えた「住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子」が作成・公表されたこと等。
乙6	住民基本台帳ネットワークシステム第二次稼働後の住民基本台帳事務の処理について(依頼) (国立市長 上原公子)	写し	H15.8.25	国立市長が各都道府県住民基本台帳ネットワークシステム担当課長に対し、第二次稼働後の住民基本台帳処理について、住基ネットに接続している場合と異なる処理を行うよう依頼した事実。
乙7	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存方法に関する技術的基準 (総務省告示334号) (総務省)	写し		本人確認情報の漏出等を防止するために、具体的な技術的基準を定めていること。
乙8	住民基本台帳法第36条の2及び第30条の29の解釈について (総務省自治行政局市町村課長)	写し	H15.7.10	市町村長及び都道府県知事は、住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと定められていること。